

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号							
許認可等の種類	国宝等に指定された建築物の再現に際しての法律の適用除外認定	根拠条項	法第3条第1項4号							
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が文化財として指定した伝統建築物に対する防火及び構造安全性能評価指針」について (H13.3.30住指発第128号)</li> <li>・伝統的建築物についての建築規制の見直し」について (H5.6.25住指発第94号 第二)</li> </ul> <p>※ 建築審査会の同意が必要。</p>									
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	90	日	目次NO
						標準経由期間		日		